

災害応急・除雪業務等に関する協定締結

＜災害応急工事等に関する協定＞

締結日： 平成7年7月19日

◆目的

この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害に対し迅速かつ的確に対応し、市民生活の安定とその確保を図ることを目的とする。

◆協力体制

災害応急工事等に従事する施工業者及びその者が従事する区域を定め協力体制を整備しておくものとする。

※地区別災害応急工事等に関する連絡体制表の作成

◆協力活動

通報を受けた施工業者は直ちに災害箇所に急行し、職員の指示に従い、災害応急工事等を行うものとする。

<除雪等業務の協力に関する基本協定>

締結日： 平成 27 年 1 月 28 日

◆目的

この協定は、除雪業務における民間協力の一環として、市原市の管理する道路等の機能の回復、その他の保全をはかるため、基本的事項を定め、除雪等業務を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

◆協力体制

除雪業務に必要な人員、機械等を可能な限り確保し、除雪業務に協力するものとする。

◆連絡体制

隊長は、各担当課からの要請内容を円滑に行うため、市原市内を任意の地区に区割りし、地区ごとに責任者（班長）を配置するものとする。

班長は、受けた要請内容を各業者へ伝達しなければならない。

※各地区の連絡体制表、路線毎の業者配置図を作成する。